

滋賀県行政不服審査会第二部会の会議概要

滋賀県行政不服審査会条例に基づき、下記のとおり、滋賀県行政不服審査会第二部会を開催しました。

今回の会議については、審査請求事件に係る調査審議であるため、非公開として開催しています。会議の概要について、以下のとおり公表します。

■ 名 称

第 14 回滋賀県行政不服審査会第二部会

■ 日 時

令和元年 12 月 16 日（月）

午前 9 時 30 分から午後 0 時 10 分まで

■ 場 所

大津市京町四丁目 1 - 1

県庁本館 4 階 4 A 会議室

■ 出席者

委 員：須藤 陽子、辻 恵子、羽座岡 広宣

（敬称略、五十音順）

事務局：秦室長補佐、百田副主幹、増山主任主事

（県民活動生活課県民情報室）

■ 議 事

- 1 「生活保護変更決定についての審査請求事件」の審議（諮問第 18、22、23、28、29、33、34、44、46、47 号）の審議

○事務局から説明を受け、事案の審議を行った。

○各諮問案件について、滋賀県行政不服審査会運営要領第 21 条の規定に基づき、調査審議手続の併合をすることと決定した。

- 2 「生活保護停止決定についての審査請求事件」の審議（諮問第 14 号）および「生活保護廃止決定についての審査請求事件」の審議（諮問第 15 号）

○事務局および審査庁から説明を受け、事案の審議を行った。

- 3 その他

■ 問合せ先

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室（担当 増山）

電話 077-528-3121